

広島県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十八年四月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成二十七年広島県選挙管理委員会告示第六十四号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十七年三月二十日提出の「小林史明後援会」の平成二十六年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理 年 月 日
小林史明後援会	4 支出の内訳 政治活動費 寄附・交付金 4,719,440 4,500,000	4 支出の内訳 政治活動費 寄附・交付金 5 資産等の内訳 〔借入金〕 小林 史明 4,719,440 4,500,000 1,608,605	平成二八年 三月二四日